

令和7年度 鳥取県有料老人ホーム立入検査結果

検査機関名：鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課

令和8年3月時点

法人名	事業所名	類型	実施日	実施方法	文書指摘日	指摘・指導事項
株式会社サンブレラ	有料老人ホームPRIDE	住宅型	令和7年8月28日	実地	令和7年9月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・施設において調理・食事の提供を行う場合は、高齢者に適した食事とし、入居者の心身の状況、嗜好に応じて適切な栄養量、内容とした献立表を作成するため、栄養士を配置すること（外部の栄養士との連携する場合はこの限りではない）。 ・研修計画は作成日、更新日を明記するとともに、全職員へ共有されているかの確認を行うこと。 ・研修計画に事故防止研修を位置付けること。 ・職員の疾患の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時も健康診断を行うこと。 ・個人情報管理体制や守秘義務について、法人内で注意喚起や研修等の必要な措置を講じ、再発防止に努めること。 ・洗濯、掃除等の家事の供与についても記録すること。洗濯は、洗濯物が入居者間で混ざらないように改善すること。掃除は、掃除の範囲やタイミング等について、入居者又はご家族の意向を事前に確認すること。 ・苦情に対し、組織として丁寧に検討・対応を行い、記録を残すこと。 ・弁護士契約による対応の場合であっても、状況等については把握・保管しておくこと。 ・入居者及びご家族と施設職員との情報交流ができていないことが苦情の大きな要因と考えられるため、今後は、積極的に運営懇談会を企画するように努めること。 ・その際には、入居者（要介護者等についてはその身元引受人等）に周知し、必要に応じて参加できるよう配慮すること。 ・施設運営の透明性を確保する観点から、施設関係者及び入居者以外の第三者的立場にある者（民生委員等）の参加を図ること。 ・デイサービスのR4年度運営指導の指摘にもあったとおり、各職員が従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、複数の職種を兼務している職員については職種ごとの勤務時間を記載すること。サービス種別ごとの勤務表を作成すること。 ・指針に基づき事故防止委員会を実施し、事案の分析や再発防止策等の検討記録を残し、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。
医療法人社団もりもと	サービス付き高齢者向け住宅鈴ヶ野	住宅型	令和7年10月23日	実地	令和7年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の見やすい場所に、協力医療機関および協力歯科医療機関を掲示すること。
株式会社あかり	サービス付き高齢者向け住宅あゆみ	住宅型	令和7年10月31日	実地	令和7年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運営の透明性を確保する観点から、運営懇談会を開催すること。
社会福祉法人宏平会	サービス付き高齢者向け住宅 まちなか	介護付き	令和7年11月19日	実地	令和7年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の見やすい場所に、「利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項」を掲示すること。
有限会社翠のさと	サービス付き高齢者向け住宅翠のさと	住宅型	令和7年12月1日	実地	令和8年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・採用後の職員に対し、定期的な研修を実施すること。 ・風水害・地震に関する具体的計画を立てること。 ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 ・職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 ・かかりつけ医を持たない利用者に対して、施設が医療機関を紹介できるよう、協力医療機関を持つことが望ましいことから、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 ・職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ・虐待防止についての措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 ・当該有料老人ホームの見やすい場所に、協力医療機関を掲示すること。
社会福祉法人親誠会	サービス付き高齢者向け住宅ひまわりの家	住宅型	令和7年12月18日	実地	令和8年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・当該有料老人ホームの見やすい場所に、「利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項」を掲示すること。

社会福祉法人麗明会	サービス付き高齢者向け住宅ばんだの里やすはらハウス	住宅型	令和7年12月23日	実地	令和8年2月26日	・非常災害対策に関する具体的計画を立てること。
						・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練について、研修を実施したことおよび研修内容がわかる研修記録を作成すること。
						・事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応するための訓練について、訓練を実施したことおよび訓練内容がわかる訓練記録を作成すること。
						・協力医療機関は第二種協定指定医療機関に該当するため、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。
						・施設運営の透明性を確保する観点から、運営懇談会を実施すること。
						・入居者の金銭、預金等の管理は入居者自身が行うことを原則とすること。
						・虐待の防止のための研修について、研修を実施したことおよび研修内容がわかる研修記録を作成すること。
						・身体的拘束等の適正化のための研修について、研修を実施したことおよび研修内容がわかる研修記録を作成すること。
						・体験入居を希望する入居希望者に対して、契約締結前に体験入居の機会の確保を図ること。
						・事故発生の防止のための研修について、研修を実施したことおよび研修内容がわかる研修記録を作成すること。
・入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに鳥取県に連絡を行うこと。						